

# GPIF関連の動きについて【報告】

厚生労働省年金局  
平成30年4月4日

# 【報告】 GPIF 関連の動き（平成28年8月～）について

年月	内容
平成28年12月	GPIFのガバナンス改革を含んだ <u>年金改革法の成立</u> 【参考1】
平成29年 3月	短期資産の運用方法(コール資金等の貸付)を追加 <u>資金運用部会の設置</u> 【参考2】
4月	第1回資金運用部会(今後の審議スケジュール 等)
5月	第2回資金運用部会(役員の任命基準について 等) ⇒ GPIFの <u>役員の任命基準</u> を策定
6月	第3回資金運用部会(GPIF改革の施行に伴う政省令等事項の検討 等) ⇒ <u>政省令等を改正</u>
8月	第4回資金運用部会(GPIFの平成28年度業務実績評価について 等) ⇒ 平成28年度業務実績評価に対する大臣評価を実施
9月	第5回資金運用部会(GPIF改革の施行に伴う中期目標の変更 等) ⇒ 厚生労働大臣から法人あて <u>中期目標の指示</u> (10月1日付け) <u>GPIF改革の施行等に伴う政省令(LPS関連含む)の公布</u> 【参考3】
10月	第6回資金運用部会(GPIFの中期計画の変更について) (持ち回り開催) ⇒ 厚生労働大臣から法人あて <u>中期計画の認可</u> (10月2日付け) <u>ガバナンス改革の施行、経営委員会の設置</u> 【参考4】

# GPIF 平成29年度第3四半期運用結果

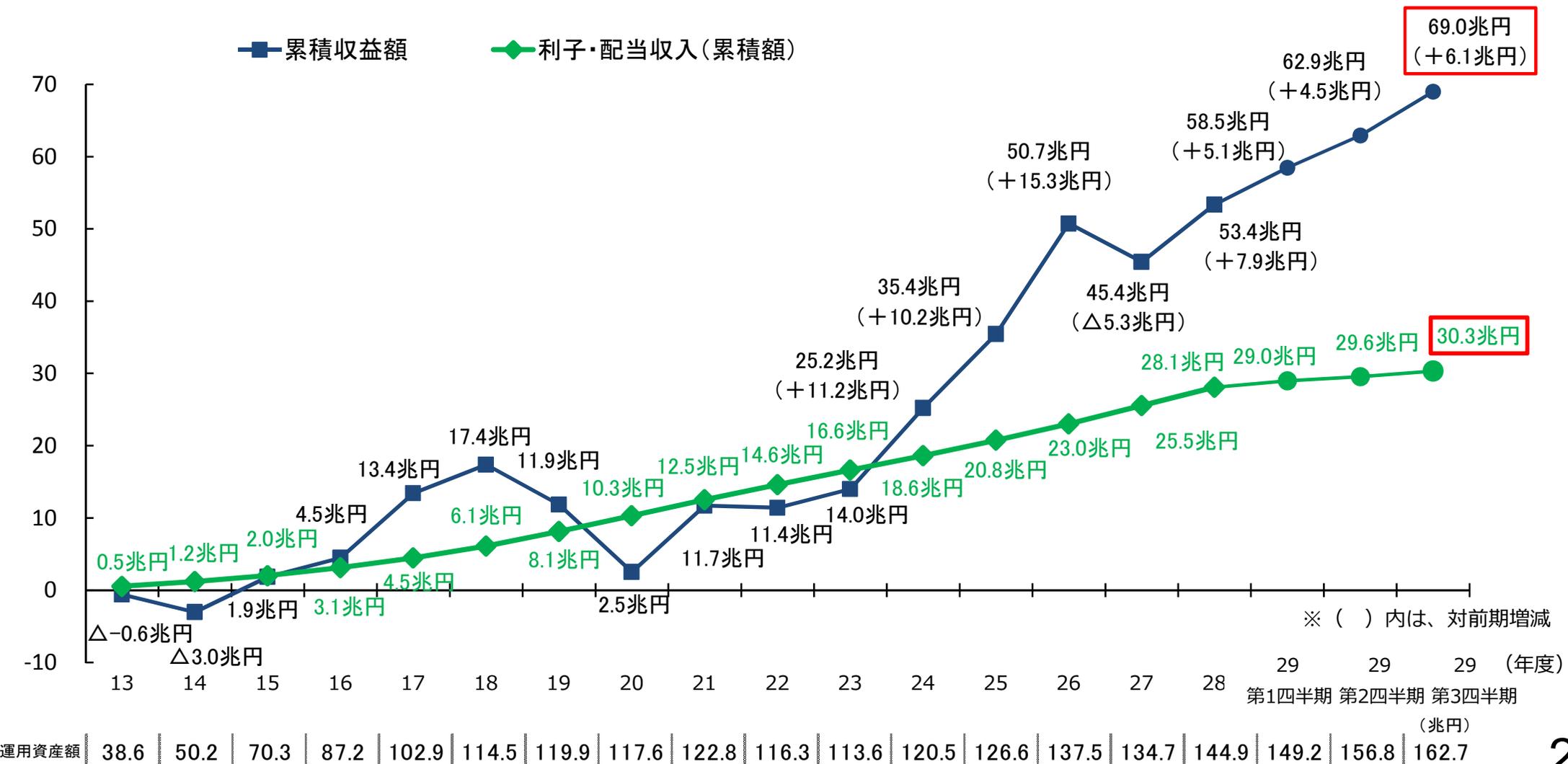
■ 平成29年度第3四半期の運用収益は、内外株式の価格上昇の影響等から、以下のとおりとなった。

- 収益率 3.92%
- 収益額 6.1兆円

※ 平成29年度第3四半期のインカムゲイン(利子・配当収入)は、約7,600億円。

※ 平成29年度通期(4月～12月)の収益率は10.70%、収益額は15.6兆円。6四半期連続の黒字。

■ 自主運用開始以降の収益率は+3.39%(年率)、累積運用収益は約69.0兆円(うち利子・配当収入約30.3兆円)。



## 【参考資料】

# 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し

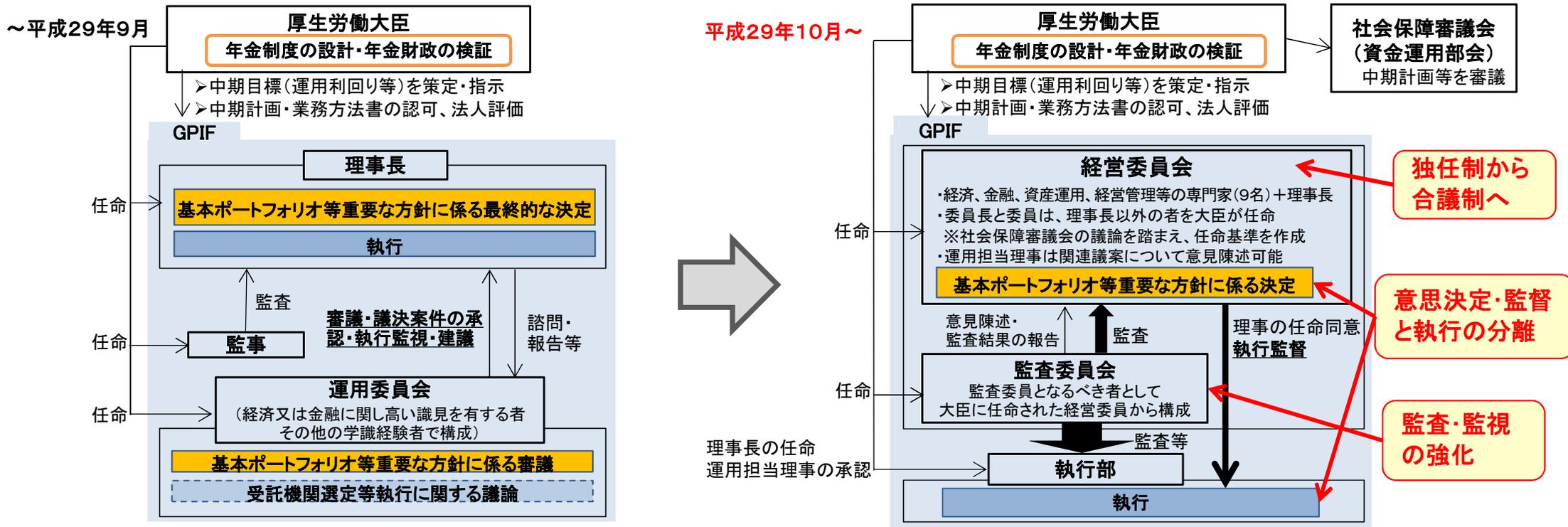
【参考1】

- 国民から一層信頼される組織体制の確立を図るため、合議制による意思決定の導入などのガバナンス改革を実施 【平成29年10月施行】

- 年金積立金の安全・効率的な運用のため、リスク管理方法を多様化、短期資金の運用方法を追加 【平成29年10月施行。短期資金の運用方法の追加については、平成29年3月施行】

## ガバナンス改革

- ① 独任制から合議制への転換 ⇒ 基本ポートフォリオ等の重要方針は合議制の経営委員会が決定
- ② 「意思決定・監督」と「執行」の分離 ⇒ 執行部を経営委員会が監督し、執行部の責任と権限を明確化



## 運用方法の追加

- ① リスク管理の方法の多様化 ⇒ 利用可能なデリバティブ取引の方法を拡大。利用目的をリスク管理に限定し、利用額制限等リスク管理に限定するための各種措置(大臣認可)を設定。更に、常勤の監査委員が執行状況を監視。
- ② 短期資金の運用方法の追加 ⇒ コール資金の貸付等を追加

※検討規定: 施行の状況、国民の意識、スチュワードシップ責任を巡る動向等を勘案し、GPIFの運用が市場や民間活動に与える影響を踏まえつつ、運用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、施行後3年を目途に、必要な措置を講じる。

# 社会保障審議会資金運用部会について

【参考2】

## 位置付け

年金部会が平成28年にとりまとめた「GPIF改革に係る議論の整理」において、GPIFのガバナンス強化に向け、社保審に会議体を新設し、年金積立金運用に関する重要事項を審議することが提言。また、平成28年臨時国会で成立し、昨年10月に施行された年金改革法において、厚労大臣は、GPIFの中期目標の策定、中期計画の認可等を行おうとするときは、社保審に諮問しなければならないと規定。

以上を踏まえ、社保審に、年金積立金の管理運用について審議いただく部会を設置。

## 審議事項

- 中期目標の策定・変更、中期計画（基本ポートフォリオを含む。）の認可、実績評価（審議会への諮問事項）
- 業務方法書の認可（軽微な変更を除く）、役員の任命基準
- その他年金積立金の管理及び運用に関する調査・審議

※基本ポートフォリオは、GPIFの経営委員会で専門的な見地から検討・作成。  
厚生労働大臣が認可する際にその諮問を受けて、部会で審議。

## 構成

年金積立金の運用に関連する分野について専門的な知見を有する委員14名で構成。  
※拠出者代表者4名を含む

## 任期

2年間  
※ 再任あり

## 開催実績 今後の予定

- 昨年3月に設置し、4月に第1回開催
  - これまでに計6回開催
  - 施行後は、年2,3回程度開催予定
- ※施行後3年目途の運用改革も議論予定

## 社会保障審議会資金運用部会委員名簿

氏名	所属	役職
井上 隆	一般社団法人日本経済団体連合会	常務理事
植田 和男	共立女子大学教授・東京大学金融教育研究センター長	
臼杵 政治	名古屋市立大学大学院経済学研究科教授	
大野 早苗	武蔵大学経済学部教授	
河村 小百合	株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員	
神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
熊野 明子	全日本自動車産業労働組合総連合会中央執行委員	
◎神野 のり彦	日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授	
徳島 勝幸	株式会社ニッセイ基礎研究所年金研究部長	
朽原 克彦	日本商工会議所理事	
原 佳奈子	株式会社TIMコンサルティング取締役	
平川 則男	日本労働組合総連合会総合政策局長	
やす浪 重樹	安浪公認会計士事務所代表者	
よつ四 塚利樹	早稲田大学大学院経営管理研究科教授	

(平成29年12月22日現在、五十音順、敬称略)

(◎は部会長、○は部会長代理)

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第244号)

(公布日・施行日)

平成29年9月21日

(内容)

GPIFによる年金積立金の運用の対象となる有価証券について、投資事業有限責任組合契約に基づく権利のうち有限責任組合員として有するもの等を追加(投資手法としてLPSを追加)するもの

(経緯)

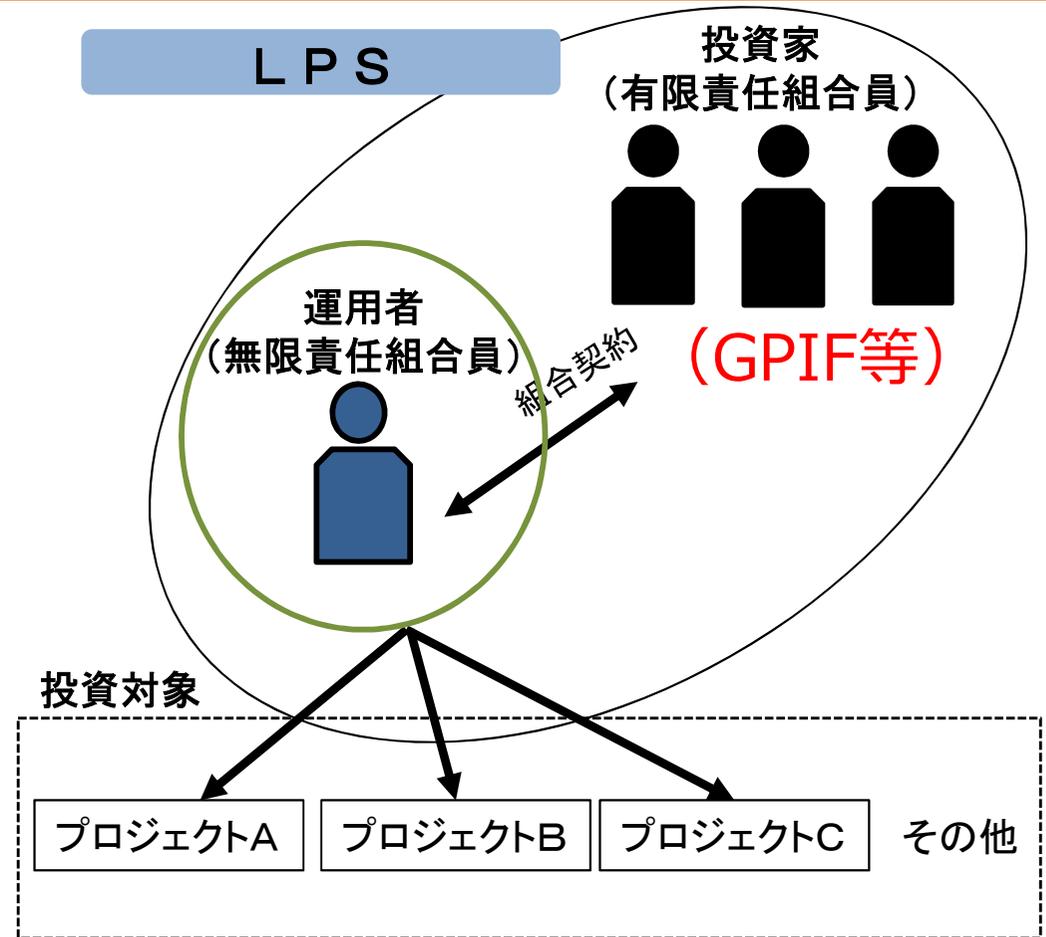
- ・平成28年2月8日 「GPIF改革に係る議論の整理」(社会保障審議会年金部会)において、従来の投資信託を通じた投資手法に加え、より効率的に年金積立金の運用を行うため、LPSに有限責任組合員として参加する手法を追加することとされた。
- ・平成28年7月25日 政令の改正により、投資手法としてLPSを追加することを、社会保障審議会年金部会において了解。  
(関係機関と協議)
- ・平成29年9月21日 年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令の公布・施行。
- ・平成29年9月25日 社会保障審議会 資金運用部会へ報告

# (参考) LPSを通じたオルタナティブ投資

## LPSとは

- 法令や契約により設立され、組合員が共同で主として投資事業を行う組合
- 組合の業務を執行し、債務について無限責任を負う運用者(無限責任組合員)と
- 債務について有限責任を負う投資家(有限責任組合員)によって構成
- 年金基金がインフラ、不動産、プライベートエクイティー(PE)などのオルタナティブ投資を行う場合においては、有限責任を担保することが必要
- 海外の年金基金等においてはオルタナティブ投資を行う場合にLPSが活用されている。

※国内で組合を設立する場合には、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき組合契約を締結することになるが、この場合、当該組合契約に基づく権利は、金融商品取引法上、有価証券と取り扱われている。  
⇒GPIFがLPSに対して投資を行うためには、運用対象となる有価証券として政令で指定することが必要



## (参考) 投資対象の例

インフラ	不動産	PE
上下水道、発電所、送電網、有料道路、空港、港湾等	オフィスビル、商業施設、物流施設、住宅等	(主に非上場の)株式、社債、転換社債、貸付債権等

◎：委員長、○委員長代理、※：兼監査委員

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| ○新井 富雄 | 東京大学名誉教授             |
| ※岩村 修二 | 弁護士、長島・大野・常松法律事務所顧問  |
| 加藤 康之  | 京都大学大学院経営管理研究部特定教授   |
| 古賀 伸明  | (公財)連合総合生活開発研究所理事長   |
| ※小宮山 榮 | 公認会計士・税理士、イマニシ税理士法人  |
| 中村 豊明  | 株式会社日立製作所取締役         |
| 根本 直子  | アジア開発銀行研究所エコノミスト     |
| ◎平野 英治 | メットライフ生命保険株式会社取締役副会長 |
| ※堀江 貞之 |                      |

(五十音順、敬称略)